

第五一回

参第一二号

産業教育手当法（案）

（この法律の趣旨）

第一条 この法律は、国立又は公立の産業高等学校において産業に関する学科における教育、事務その他の職務に従事する教職員等に対して支給する産業教育手当に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において、「産業に関する学科」とは、農業、水産、工業、商業、家庭又は商船に関する専門教育を主とする学科をいい、「産業高等学校」とは、産業に関する学科を置く高等学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校で高等部に産業に関する学科若しくは産業に関する課程（産業に関する学科に相当するものとして文部省令で定めるものをいう。以下同じ。）を置くものをいう。

（国立の産業高等学校の教職員の産業教育手当）

第三条 国立の産業高等学校の校長（本務として当該産業高等学校の校長の職にある者に限る。以下同じ。）及び教員、事務職員その他の職員（本務として産業に関する学科又は産業に関する課程における教育、事務その他の職務に従事する者で常時勤務に服することを要するものに限る。以下同じ。）には、その者の俸給月額百分の十に相当する額をこえない範囲内において、産業教育手当を支給する。

2 前項の産業教育手当に関し必要な事項は、文部大臣が人事院の意見をきいて定める。

（公立の産業高等学校の教職員の産業教育手当）

第四条 公立の産業高等学校の校長及び教員、事務職員その他の職員の産業教育手当は、前条の、規定による国立の産業高等学校の校長及び教員、事務職員その他の職員の産業教育手当を基準として定めるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、附則を除くほか昭和四十一年四月一日から適用する。

2 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律（昭和三十二年法律第百四十五号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

3 旧法第三条の規定による昭和四十一年四月一日以後の期間に係る産業教育手当は、第三条の規定による産業教育手当とみなす。この場合において、同条の規定による産業教育手当の額が旧法第三条の規定による産業教育手当の額をこえるときは、同条の規定に基づいて支払われた額は、第三条の規定による産業教育手当の内払とみなす。

理 由

国立又は公立の産業高等学校において、農業、水産、工業、商業、家庭又は商船に関する学科における教育、事務その他の職務に従事する教職員等に対し産業教育手当を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和四十一年度においては、約二千二百万円を要する見込であるが、そのうち八百三十一万三千円は、昭和四十一年度予算に計上済みである。